

Bury St. Edmunds 修道院長 Baldwin と「ノルマン征服」

——危機の時代における修道院の所領維持戦略——

宮 城 徹

はじめに

一〇六六年のノルマンディー公ギヨーム Guillaume, duke

of Normandy (在位一〇三五—一〇八七年) によるイングランド征服、所謂イギリス史上名高い「ノルマン征服」(The Norman Conquest of England) は、イングランド国王にしてノルマンディー公をも同時に兼ねる一人の支配者が、英仏海峡を挟んでイングランドと大陸ノルマンディーを政治的に一つのまとまりを持った支配領域として同時並行的に統治することを可能にした歴史的事件であった。一〇六六年の聖霊降誕祭にウエストミンスターでヨーク大司教エアルドレッド Ealdred, archbishop of York の手によって戴冠式を挙げたギヨームは、ノルマン朝初代国王ウィリアム一世 William I

king of England (在位一〇六六—一〇八七年) として、即位後はその治世前半を通じてイングランド中・北部を中心に頻発したアングロ・サクソン系貴族勢力の反乱を鎮圧して、ノルマン王権による地方支配を確固たるものにして行った。¹⁾

「ノルマン征服」という国家的大事業が当該期のイングランド社会に及ぼした影響の一つは、ノルマン王権が全イングランド的な規模で地方へとその実質的な支配領域を拡大・浸透して行く過程で、旧来のアングロ・サクソン系在地領主から新参のノルマン領主へと支配階層の大幅な交替が漸次的にではあれ地方レベルでも国王ウィリアムの後押しを受けて強力に推進されたことである。ノルマン領主のイングランドへの定着は、必然的にそこに土地保有権と領民支配の主体変更を伴うものであり、アングロ・サクソン時代後期に展開したイングランドの領主制・農奴制・荘園制に及ぼした「ノル

マン征服」の影響という観点から従来多くの歴史家が多年に亘って研究を積み重ねて来た主要なテーマであった²⁾。一方、「ノルマン征服」以前の領主層の中には、「征服」以後も変わることなく依然として支配階層としての地位に留まり、前代より引き継いだ広大な所領とそこに居住する領民に対して強大な支配権を行使し得た者が存在したこともまた事実である。アングロ・サクソン時代後期からアングロ・ノルマン期への時代的移行を「社会の連続性」という観点から把握しようとする場合、このような領主層の存在が、先述のノルマン領主によるイングランドへの定着の在り方をめぐる問題と同様に、一一世紀イングランド社会の解明にとって多くの重要な手掛かりを提示するものであることは多言を要さないであろう。旧支配階層の多くが社会的没落の憂き目を見る中、彼等は如何にして「ノルマン征服」の激動期を生き抜くことが出来たのであろうか。それは、決して偶然の結果として理解されるものではあるまい。それまでの支配者としての社会的地位のみならず、生命・財産の喪失さえしかなない危機的狀況に直面して、彼等はあらゆる手段を講じて自らの存続をかけて「ノルマン征服」の難局に当たったに相違ない。それでは、彼等は如何なる方法によって「征服」を乗り切ることが出来たのであろうか。

本稿は、以上のような問題関心から、支配階層としての既存の地位を「ノルマン征服」以後も喪失することなく保持し続けた封建領主として、一一世紀後期のベリー・セント・エ

ドマンズ修道院長ボールドウィン Baldwin, abbot of Bury St Edmunds を取り上げ、「ノルマン征服」によってもたらされた混乱の時代に、当該修道院の既得権益を保護するために彼が実施した諸政策について若干の考察を行うものである³⁾。

一・ボールドウィンの経歴と

ベリー・セント・エドマンズ修道院

ベリー・セント・エドマンズ修道院 (Abbey of Bury St Edmunds) は、八七〇年にデイン人との戦闘で殉教した聖エドマンド St Edmund を守護聖人として、イングランド東部、イースト・アングリア地方の一州たるサフォークの地に一〇二〇年に創設されたベネディクト会派の大修道院である。ボールドウィンは、「ノルマン征服」を挟む激動の時期に、一〇六五年から一〇九七年にかけて当該修道院の院長職を勤めた人物で、一〇八六年に作成されたドウムズデイブック (Domesday Book) の記載からも明らかのように、ウイリアム一世の下、国王直接受封者 (tenant-in-chief) としてイースト・アングリア地方を主たる勢力基盤に活躍した有力な封建諸侯の一人であった。ここでは、「ノルマン征服」後に彼が実施した諸政策を考察するに先立ち、そのための予備的作業として、ボールドウィンの経歴と修道院長就任当時におけるベリー・セント・エドマンズ修道院の権力基盤について概観しておく⁴⁾。

ポールドウインは、フランスはシャルトルの生まれで、長じてパリのサン・ドニ修道院 (Abbey of St Denis) の修道士となった。指導者としても有能な人物であつたらしく、後に彼は、サン・ドニ修道院より派遣されて、アルザスのレベロー (Leberaw) にある付属修道院の大助祭職 (archdeacon) に就いている。修道士として大陸で経験を積んだポールドウインが、いつ頃、英仏海峡を渡つてイングランドに遣つて来たのか、その正確なところはよく分かつていない。明らかなのは、彼の渡英時期が、アングロ・サクソン王朝最後の国王であつたエドワード証聖王 Edward the Confessor (在位一〇四二—一〇六六年) の治世中であるということだけである。

イングランドに渡つたポールドウインの初期の活躍は、意外にも修道士としてのそれというよりも、むしろ博学な医学的知識を備えた高名な医者としてのものであつた。医術に秀でたベネディクト会派の修道士としての彼の評判は、既にフランス王国内では人々のよく知るところであつたようである。英後は彼の名声を聞きつけたエドワード証聖王の下でその才能を遺憾なく発揮したことが伝えられている。特筆すべきは、ポールドウインが、エドワード証聖王に仕えたばかりか、「ノルマン征服」後は、ペリー・セント・エドマンス修道院長としての要職の傍ら、前代同様、国王の信任厚い医者として、征服王朝の礎を築いたウィリアム一世とその息子が王位を継承したウィリアム二世 William II (在位一〇八七—一一〇〇

年) の二代三〇年余に亘つてノルマン王権に仕えたことである。とりわけ、ウィリアム一世のポールドウインに対する信頼は頗る篤く、王は自らの病氣治療のためにカンタベリー大司教ランフランク Lanfranc, archbishop of Canterbury を当該修道院長のもとに遣わしてさへいる。医者としてのポールドウインの名声の高さを伺わせると同時に、「ノルマン征服」後のアングロ・サクソン系旧支配階層の没落が進行する中、如何に彼が新王権の支持を獲得していたかを推察せしめるエピソードである。

このように、イングランドにおいてポールドウインが歴代国王の恩寵を獲得することが出来たのは、その卓越した医学的資質に負うところが大きかつた。この点は、ほぼ間違いないからう。しかしながら、サン・ドニ修道院の付属修道院大助祭の要職を勤めた過去の経歴からも明らかになうに、ポールドウインが医者としての才能に勝るとも劣らず指導者としても優れた資質の持ち主であつたことは紛れもない事実である。ペリー・セント・エドマンス修道院研究の第一人者である A. グランステンは、一九八二年の『アングロ・ノルマン研究』に掲載した「ペリー・セント・エドマンス修道院長ポールドウイン、一〇六五—一〇九七年」と題する一論文において、「ノルマン征服」後、ウィリアム一世によつて発給された多数の特許状にポールドウインがそれぞれの証人リストを構成する一人として度々立ち現れることを指摘している。周知の通り、ウィリアム一世の治世期は、カンタベリー

大司教ランフランクの主導の下にイングランドの教会改革が強力に推し進められた時期であった。ノルマン人による新王朝を確立した直後のウイリアムにとって、王国のほぼ三分の一に相当する広大な所領を保有するイングランド教会の刷新は、単に宗教的側面での出来事であるばかりでなく、王権による新たな教会支配を通じて国家建設に必要な不可欠な封建軍隊の増強と豊富な資金提供のどちらをも同時に可能にする極めて世俗的な性格をも強く帯びたものであった。そのような状況の中で、ポールドウインは、ウイリアムの推進する教会政策の強力な支持者の一人として王国行政の重要な局面に参画し、国王の政治的な野心の実現のためにその卓越した能吏としての手腕を遺憾なく発揮したのである。ポールドウインの名前が多数の国王特許状の証人リストに記載されているという事実は、ウイリアムが自らの政策を支える有力な教会領主として当該修道院長を重用し、かつその能力を大いに活用したことを如実に物語る証左であろう¹⁰。

さて、ポールドウインが事実上イングランドにおいて頭角を現わすのは、国王の侍医としての宮廷での働きが認められて、エドワード証聖王からディアハーストの教会（グロースターシャー在）とタインントンの一荘園（オックスフォードシャー在）を譲渡されてからである。その後も、ポールドウインに対するエドワードの恩寵は、国王の死によって両者の関係に終止符が打たれるまで終生変わることはなかったようである。最終的に、ポールドウインがベリー・セント・エ

ドマンズ修道院長の要職をエドワードより拜命したのは、当該修道院のアングロ・サクソン人の修道院長レオフスタン Leofstan（在位一〇四四—一〇六五年）が死去した一〇六五年、まさに「ノルマン征服」の前年のことであった¹²。

ポールドウインが就任した当時のベリー・セント・エドマーズ修道院は、サフォークを中心として近隣諸州に広大な所領を保有するイングランドでも有数の大修道院であった。ドゥームズデイブックの記述からは、一〇八六年のドゥームズデイ調査（Domesday Survey）当時、修道院の所領が六州四九ハンドレッドの二二四カ村に亘って散在する大小様々な地所より構成されていたことが分かる。所領を構成するこれらの地所の大半は、既に「ノルマン征服」以前よりベリー・セント・エドマンズ修道院長の領主権下に直接的・間接的に修道院の保有するところのものであった。今日では建物の遺構として崩折れた壁面と柱の一部が僅かに往時の栄華を伝えているに過ぎないが、ベリー・セント・エドマンズの町に建立された修道院は、地理的にもイングランド東部の六州に跨る広大な所領のほぼ中央部に位置し、そこを起点に同心円上に広がるサフォークの八ハンドレッドと二分の一ハンドレッドには、所領を構成する多くの比較的広大な地所が特に集中的に点在した。一一世紀中葉にベリー・セント・エドマンズ修道院を支えたその経済的基盤は、まさにサフォークのほぼ三分の一を占め、修道院長が世襲権（regalian rights）を行使することが出来たこれら多数の保有地群であった。修

道院にとって所領の中核部分ともいえるこれらの地所は、元々はエドワード証聖王の母后エンマ Emma によって保有されたものであったが、一〇四三年ないしは一〇四四年に証聖王による譲渡を通じて同修道院の保有するところとなったのである。¹⁴⁾

その後のベリー・セント・エドマンズ修道院に関しては、残存する諸特許状 (Charters) の分析から、修道院が「ノルマン征服」に至るまでの二代 (レオフスタン、ボールドウィン) 一二年に亘る修道院長在任期間を通じて、エドワード証聖王を始め国王直属のアングロ・サクソン系有力セインの土地寄進を受けつつその支配領域を漸次拡大していったことが分かる。例えば、サフォークのパケナム、コニー・ウエストン、そしてノーフォークのカビー・ケイン等の地所は、一一世紀後期に修道院の所領を構成する重要な莊園としてドウムズデイブックにも記載されている。これらの地所は、パケナム (一〇八六年当時) の課税評価面積七カルケイト、年価値二五ポンドを筆頭に、規模的にもまた収益性の観点からも、所領経営上、比較的有益な土地資産として位置付けられるが、それらはいずれも「ノルマン征服」以前の譲渡を通じて修道院がエドワード証聖王より新たに獲得したものであった。¹⁵⁾ 同じく、ノーフォークのロッドンの地所は、ドウムズデイ調査当時、課税評価面積三カルケイト一〇エイカ、年価値四ポンドの莊園としてブックに記載されている。ノーフォーク東部にあってサフォークとの州境に位置

するその地所は、修道院長の上級裁判権の下、フロド Endoなる人物によって保有されたが、その土地獲得の経緯に注目すれば、「ノルマン征服」に先立ち、エドワード証聖王の家臣で有力セインの一人エルフリック II モダーコープ Aelfric Mordercpe が同修道院に寄進したものであった。¹⁶⁾

注目されるのは、アングロ・サクソン期のこのような有力な支配階層によるベリー・セント・エドマンズ修道院への寄進が、単に土地の譲渡にのみ留まらず、それに付随して様々な特権の授与をも同時に伴ったことである。とりわけ、「ノルマン征服」以前において王国最大の授権者であったエドワード証聖王に関しては、その二四年に亘る国王在位期間を通じて修道院に対して多くの極めて有益な特権を賦与したことが分かっている。ヘレゲルド (Hereald) を始めとして、全ての直接課税から当該修道院を免除する免租特権は、まさにエドワード証聖王によって賦与されたものであった。¹⁷⁾ この内、免租特権の対象となったヘレゲルドは、ヴァイキングへの支払いを目的に一〇世紀末より全国的な規模で徴収されたダインゲルド (Daneald) が、後に地租的性格を帯びつつ、ヴァイキング来寇の脅威が著しく後退した一一世紀前半にヘレゲルドとして王権の経済的基盤を支える重要な貨幣収入に転化したものである。免租特権の賦与は、言うまでもなく修道院に対する国王の恩寵の顕われに外ならないが、それは結果的に、修道院の富の少なからざる部分がヘレゲルドその他の重税として院外に流出するのを合法的に阻止することで、

その後の修道院の経済的發展に大いに寄与するものであった。エドワード証聖王は、この他にも、例えばベリー・セント・エドマンズの町に関する裁判権と貨幣鑄造所の所有権を修道院に対して賦与している。¹⁸ドゥームズデイ・ブックの記述からは、一〇八六年当時のベリー・セント・エドマンズが経済的に著しく活況を呈していた様子が伺える。修道院長の領主権下に家屋三四二軒がひしめくその町には、麵麩焼き職人、醸造業者、仕立て職人、洗濯人、製靴職人、荷物運搬人等々、非農業的生産に携わる様々な職業に従事する多数の都市民が居住し、町を信仰生活の拠点とする修道院の多大な物質的要求に応えることを期待されていた。¹⁹その繁栄ぶりは、「ノルマン征服」前夜においてもドゥームズデイ調査当時とそれほど大きく異なるものではなかったであろう。実際、ブックの記載内容から判断しても、エドワード証聖王治世期のベリー・セント・エドマンズが、おそらくイースト・アングリア地方の中でも有数の市場をその内部に包摂しつつ、多くの商人と商品が行き交う市場町として既に繁栄の端緒に就いていたことはほぼ間違いないところである。商業活動の結節点として発展するベリー・セント・エドマンズにおいて、その裁判権と貨幣鑄造所の所有権が、その当時どれだけの収入を修道院にもたらしたのか、その正確な数値を算定することは史料的な制約からほとんど不可能である。しかしながら、エドワード証聖王治世期にその町の年価値が一〇ポンドと査定されていることから推察されるように、裁判権と貨幣鑄造所の所

有権が、多くの修道士を抱えることで多大な出費を賄わねばならなかった修道院にとって極めて重要な収入源となったことは明らかであろう。²⁰国王による特権の賦与は、それを行使することから派生する多くの経済的な利益を修道院が獲得することを公的に確約するものであったのである。

ところで、このような国王や有力セインによる修道院への土地の寄進や特権の賦与に、当該期における聖エドマンド崇拝の存在が少なからず影響を及ぼしていたことは間違いない。一般に、アングロ・サクソン時代を通じて聖人崇拝が盛んに行われたことはよく知られているところである。一〇二〇年の創設以来、ベリー・セント・エドマンズ修道院では、その名の通り、聖エドマンド（八七〇年にヴァイキングとの戦闘で殉教したイースト・アングリアの王）を守護聖人とする礼拝の儀式が執り行われていた。しかし、聖エドマンド崇拝に著しい高まりが見られるようになるのは、おそらくレオフスタンとボールドウィンが相次いで修道院長を勤めるようになってからのことである。とりわけレオフスタンは、修道院長在任中に、それまで朽ちるに任せるままになっていた聖人の靈廟を新たに再建した。言うまでもなく、当該期において、聖人の遺骸が安置された靈廟は、往々にしてそこに祀られた聖人にまつわる数々の奇跡譚を生み出すことで、言わば聖人崇拝を広めるための優れて宣伝効果の高い宗教的集客装置として極めて重要な役割を担うものであった。信者にとって求心的な機能を果たす靈廟の再建が、それを契機にイ

ングランド中から聖エドマンズの加護を願う多くの巡礼を引き付ける格好の呼び水となったことは容易に推察されるところであろう。聖エドマンズに対する礼拝は、レオフスタンの跡を継いだポールドウインの時代においても、聖人崇拜の高まりを背景に一層盛んに執り行われた。国王や有力なセインは、聖エドマンズに祈願することによって現世における自らの権勢の安泰と来世における魂の平安を得ようとしたのである。前述の支配階層による土地の寄進や特権の賦与は、純粹に信仰心から出た宗教的行為と言う以上に、修道院が礼拝の儀式を通じて信者の願いを守護聖人に取りなしたことに感謝して、あるいは修道院のそのような聖人への取りなしを期待して行われた現実的かつ実利的な行為であった。こうして修道院は、聖エドマンズ崇拜の高揚と聖人礼拝を通じて世俗の支配階層と緊密な関係を取り結びつつ、国王を始めとする俗人領主から多くの土地の寄進と特権の賦与を受けることでその支配領域を拡大することが出来たのである。²²「ノルマン征服」前後、ベリー・セント・エドマンズ修道院は、既に特権的性格を帯びた大所領の支配者であった。

二・修道院長ポールドウインと

国王令状(一〇七七年)

ベリー・セント・エドマンズ修道院に創設以来最大の危機が訪れたのは、ポールドウインが修道院長に就任した翌

一〇六六年の「ノルマン征服」に始まる征服王朝草創期の混乱の時代においてであった。

同時代史料たるアングロ・サクソン年代記(The Anglo-Saxon Chronicle)を始めとして、¹¹一二世紀に作成された幾つもの年代記は、「ノルマン征服」後、イングランドの新たな支配者となれるノルマン人の実質的な支配領域が王国全体に拡大されるに従い、各地でノルマン支配に抵抗するアングロ・サクソン系有力貴族に率いられた反乱が多発したことを記録している。ノルマン人のイングランドへの定着は、軍事的侵略という性格から、必然的にその過程において非法的な土地の篡奪や住民の集団的拉致・虐殺等、多くの暴力的な不法行為を伴った。そのことから、年代記に記された「ノルマン征服」後のイングランド各地に勃発した反ノルマンの反乱が、征服王朝の下においてもなお残存した多くのアングロ・サクソン系在地支配階層のこれまで保持してきた様々な既得権益を新たに入植して来たノルマン領主層が不当に侵害したことに對して起こされたものであったことが分かる。²³

ベリー・セント・エドマンズ修道院のあるイースト・アングリア地方においても、「ノルマン征服」後のノルマン領主によるそのような地方蹂躪の状況は、それを経験した他の諸地域と大なり小なり同じであった。発足後間もないノルマン新政権は、その権力基盤をウインチェスターやロンドンを中心とするイングランド南部に置いた。ベリー・セン

ト・エドマンズ修道院は、新政権の拠点に比較的近いとは言え、直線距離にしてロンドンの北東およそ一〇〇キロほど離れたサフォークの地に位置したが、「ノルマン征服」後にかの地に所領を有するようになったノルマン領主の進入・定着に際して修道院の既得権益をそのような侵入者達の侵害から免れさせることは出来なかつたようである。残存する幾つかの史料には、ポールドウインが修道院長であつた初期の時代に、イースト・アングリア地方に勢力基盤を置くウイリアム一世配下の有力なノルマン領主によつて修道院の財産が不当に篡奪されたことが記録されている。²⁴かかるノルマン領主による不法行為の存在を指摘する史料の一つは、ウイリアム一世が一〇七七年に彼の封建家臣であつたウー伯ロバート Robert, count of Eu、モンフォール・シユル・リールのヒュー Hugh of Montfort-sur-Risle、そして伯ギルバートの息子リチャード Richard, son of count Gilbert に宛てて発給した一通の令状 (writ) である。そこに記された内容からは、ピーター・オブ・ヴァローヌ Peter of Valognes なる人物が、一〇六六年の「ノルマン征服」から件の令状が発給された一〇七七年の間のある時期に、従来ベリー・セント・エドマンズ修道院の支配下にあつた人々を同修道院から不法に奪い去つた事実が読み取れる。令状の中で名指しされたピーター・オブ・ヴァローヌは、王権に代わつて地方統治を行なう際に重要な役割を果たした州長官 (sheriff) 職を一〇八六年のドゥームズデイ調査当時にエセックスとハートフォード

シャーの二州に跨つて勤めた有力なノルマン領主の一人であつた。その外、令状の記述からは、名指しされたピーター以外にも当該地方に定着した多くのノルマン領主によつて当該期の修道院の財産が不当に侵害されてゐたことが窺える。²⁵

修道院創設以来最大の危機に直面して、ベリー・セント・エドマンズ修道院は如何なる対応策を講じてゐたか。この難局を乗り切ろうとしたのであろうか。「ノルマン征服」後の当該修道院を取り巻くこのような困難な状況下において、院長のポールドウインは、「征服」の結果もたらされた修道院の惨状を国王ウイリアム一世に直接訴えろという行動に出た。彼は、修道院の財産に加えられたノルマン領主による不当な権利侵害を彼等の封主である国王に直訴することによつて、「征服」後著しく損なわれた修道院の既得権益を再び「征服」以前の状態に回復しようと努力したのである。結果として、ポールドウインは、修道院側の主張に対するウイリアムの好意的な措置を取り付けることに成功した。²⁶前述の一〇七七年の令状は、まさにこのような修道院長の必死の訴えに對して、それに国王が応える形で発給されたものであつた。ウー伯ロバート、モンフォール・シユル・リールのヒュー、伯ギルバートの息子リチャードに宛てられた同令状において、ウイリアムは、これら三人の名宛人達に對して、ベリー・セント・エドマンズ修道院の土地と人々が「ノルマン征服」以前にどうであつた如く、「征服」後の現在(「一〇七七年」)においても同様に)如何なる人々の侵害からも自由で且つ平和な状態

にあるよう取り計るべきことを命じている。また、この度の直訴の直接の原因を作り出したノルマン領主ピーター・オブ・ヴァーローヌに関しては、具体的にその名を挙げ、修道院に加えられたその違法行為を厳しく戒めた上で、彼が修道院から不当に捕縛し連れ去った人々を速やかに解放し自由にするよう、三人の名宛人達に指示している。そして最後に、ウイリアムは、国王によって発せられた以上の命令が実行に移された後に、「ノルマン征服」後に生じた修道院の既得權益のあらゆる侵害に関して、組上のピーターを含め、修道院に対して不正な行為を働いた全ての人々と修道院との間に断固たる裁きが施行されるべきことを厳命して令状を結んでい²⁰る。

一見して明らかのように、一〇七七年に発給されたかかろ国王令状からは、ペリー・セント・エドマンズ修道院が、損なわれた諸権利を回復するに際して、国王から如何に過分な裁定を下されたのが判る。一般に、ウイリアム一世の治世前半に関しては、「北部反乱(一〇六八―一〇六九年)」や「ヘリワードの反乱(一〇七〇―一〇七一年)」の諸事情に散見される如く、「ノルマン征服」以後、大陸出身の新参領主層による地方への進出と定着が在地のアングロ・サクソン系住民への土地の篡奪を始めとする様々な違法行為の頻発を惹起せしめ、しかもそれが一部公然と黙認される状況にあったことが知られている。アングロ・サクソン系旧支配階層を取り巻く環境がこのような極めて厳しい状況にある中で、修道院が令状の内容

に反映されたような国王の好意的な支持を獲得することが出来たのは、おそらくは院長のポールドウインがその類まれな医師の才で国王掛かりつけの医師としてウイリアムの篤い信頼を得ていたことに少なからず影響されたものであった。「ノルマン征服」後のポールドウインが、修道院の既得權益をノルマン領主の侵害から防衛するに際して、新たな国王との間に構築していた彼の人的ネットワークを最大限に利用したであろうことはほぼ間違いないところであろう²¹。

もつとも、ポールドウインのそのような人的紐帯関係を介しての熱心な懇願のみが、修道院に対する国王の恩寵を獲得する唯一の方法であった訳ではない。その点で注目されるのは、ポールドウインが、「ノルマン征服」に先立ち、おそらくは修道院の諸権利を恒久的に確保する目的で、一〇六五年に彼を院長に任命したエドワード証聖王より修道院の保持する諸権利に関して予め確認と認可を獲得していたことである。それは、ポールドウインの院長職就任当時に修道院が既に保持していた八ハンドレッドと半ハンドレッドに関する権利を改めて確認するものであり、加えてペリー・セント・エドマンズの町における貨幣製造人の任命権を修道院に対して認可・付与するものであった²²。エドワード証聖王によってなされたそのようにある種公的な確認と認可が、その後、広大な特権の所領とそれに付随する諸種の権利を修道院が保持する際の極めて強固で且つ正当な根拠となったことは言うまでもなからう。ポールドウインは、国王による公の確認を取り

付けることで、将来に予想される修道院の既得權益に対する様々な権利侵害に対応しようと企図したのである。そのような修道院長の明らかにある種戦略的な行為には、その背景として、土地資産の保有を始め様々な権利の保障に関して、「記憶」への依存から「記録」への依存へと大きく性格転換する極めて重要な時期と見做される当該期の時代状況が大きく影響を及ぼしたものと思われる。前述の一〇七七年のウイリアム一世による令状の発給は、ボールドウインのそのように時流を読みつつ将来を見据えた所領管理政策の一環としての文書記録の利用が、「ノルマン征服」後の混乱期に出来た現実の危機に直面してその有効性を試され、結果として彼の思惑通り一定の成果を挙げたものとして理解・評価することが出来る³⁰。

残念ながら、修道院の諸権利に関してエドワード証聖王によってなされた上記の確認・認可が、一〇七七年の令状の発給に際してどのように利用されたのか、史料は黙して何も語らない。同様に、令状の中でウイリアム一世によってその実施が厳命された当事者間での断固たる裁きに関して、その経緯にせよ、あるいはその後の顛末にせよ、一切の記録が欠けている。裁定に至るまでの過程で、修道院の諸権利に関するエドワード証聖王治世期の確認・認可は、具体的にどの程度、またどのような方法で修道院側に有利になるように活用されたのか。そもそも、令状の発給後に裁きそれ自体、本当に実施されたのか。それらの疑問点に直接言及する史料が欠

如していることから、裁きの実際のところは全く不明である。しかしながら、全体的に修道院に好意的なその内容に加えて、特に「ノルマン征服」以前の状態への原状回復を強調する令状の文言より推察すれば、「ノルマン征服」後に損なわれた修道院の諸権利を回復するためにボールドウインが行なった国王ウイリアムへの直訴とその結果としての令状の発給に際して、エドワード証聖王によってなされた前代の確認と認可が修道院による諸権利保持の正当性を保障する重要な根拠として有効に利用された可能性は極めて高いと考えられる。また、一〇八六年に実施されたドゥームズデイ調査において、修道院が土地資産その他の既得權益に関して従来通りの支配権をしっかりと保持していた事実から判断すると、不正な行為を糾して修道院の篡奪された土地資産を返還するために計画された令状中の裁きも、三人の有力な名宛人達によって実際に開催された可能性が高いこと、その際、エドワード証聖王治世期になされた諸権利の確認がかかる裁きの過程でも効果的に活用され、修道院の損なわれた諸権利の回復に大いに役立ったであろうことが推察される。

三. 国王のイースト・アングリア 統治政策と修道院

一〇七七年の令状に反映されたベリー・セント・エドマンズ修道院に対する国王の好意的な対応を理解する際に十分考

慮されねばならない重要な点は、これまで述べてきたような国王と修道院長との個人的な紐帯関係や修道院側の戦略的な活動もさることながら、令状の発給に当該期のイースト・アングリア地方を取り巻く不穏な社会状況の顕現とかがる地方統治上の不安定要因を除去するための国王側の明確な政治的意図が大きく影響したことである。

ノルマン王権樹立直後のイングランドにおいては、「征服」後間もない一〇六八年から六九年にかけて、ノルマン人の支配に敵対するアングロ・サクソン系有力貴族に率いられた反政府勢力が、イングランド北部のヨークとタラムを中心に「北部反乱」と呼ばれる大規模な武装蜂起を引き起こしている²¹⁾。反乱それ自体は、国王ウイリアム一世の迅速な対応の下、ノルマンとアングロ・サクソンの混成部隊で編成された強力な遠征軍の派遣によって、反乱勃発後、時を置かずして直ちに鎮圧される。しかしながら、王権側にとって反乱の禍根を完全に絶ち切るまでには至らなかつたのは、反乱に加担したアングロ・サクソン系有力貴族の内、ノーサンブリア伯モーカー Morcar, earl of Northumbria やシワード＝バーン Sward Barn といった首謀者達の主だった者を捕縛・処分することが出来なかつたことである。そのため、「北部反乱」の失敗によって国内外に四散・逃亡した反ノルマン勢力は、ヘリワード Hereward という新たな指導者の出現をも得て、再びノルマン支配の打倒を実現すべく倦土重来を期してイースト・アングリア地方のイーリー島に結集することになるのである²²⁾。

さらに、一〇七〇年から七一年にかけてのイーリー島を舞台に激戦が展開される所謂「ヘリワードの反乱」前夜においては、このような反ノルマン支配を標榜するアングロ・サクソン系旧支配階層の動向にデンマークのヴァイキングが呼応して、大艦隊を編成し大挙して当該地方に來寇すると言った緊急事態をも発生する²³⁾。こうして、「征服王朝」樹立後間もないノルマン新政権にとつて、イースト・アングリア地方における統治状況の急速な悪化は、国内の治安の維持を根底から揺るがしかねない深刻な問題として、決して看過することの出来ない政治的・軍事的解決が急がれる最重要課題となつていたのである。

イースト・アングリア地方において醸成されつつあつた反ノルマンの機運は、一〇六六年の「ノルマン征服」以後ウイリアム一世が一貫して採つて来たアングロ・サクソン人に対する支配の在り方に大幅な修正を迫るものであつた。すなわち、ウイリアムは、これまでの懐柔政策をな部分的に継続する一方で、アングロ・サクソン系旧支配階層に対して強引とも言える対応を強行して行くようになる²⁴⁾。国王による政策の転換は、明らかにイースト・アングリア地方を念頭に置きつつも、名目上はイングランド全体を視野に入れた教会改革の実施という形で強力に推し進められた。特筆すべきは、改革の名の下、カンタベリー大司教を始め、当該地方に広大な所領とそれに付随する広範な諸特権を保持していた従来のアングロ・サクソン系高位聖職者の主だった者達が罷免され、

その後彼等に替えて空位となった聖職に国王の信頼の篤い大
陸出身者が宛がわれたことである。

国王の意向が全面的に反映されたこのような高位聖職者
の罷免と叙任は、一〇七〇年の復活祭(四月四日)と聖靈
降臨祭(五月二三日)にウインチェスターで開催された教
会会議において決定された。二ヶ月を置かずして相次いで開
かれたこれら二度に亘る会議での審議の結果、カンタベリー
大司教ステイガンド Stigand, archbishop of Canterbury を
始めとして、エルマム司教エセルマー Aethelmaer, bishop
of Elmham、セルシー司教エセルリック Aethelric, bishop of
Selsey、そしておそらくはセント・オールバンズ修道院長エッ
グフリス Egfrith, abbot of St Albans、³⁵⁾ *whom*にはビーターバ
ラ修道院長ブランド Brand, abbot of Peterborough と言った
アングロ・サクソン人の有力な教会領主達がその職を迫られ
ることになった。³⁶⁾

一方、空位となったカンタベリー大司教には、元ベック修
道院副院長で、後にインゲランド教会の改革推進者として
ウイリアム一世の下で卓越した政治手腕を発揮するバヴィア
生まれのイタリア人ランフランクが若干の空位期間を経て後
に叙任された。ステイガンドの罷免に伴い、かつて彼がカ
ンタベリー大司教の要職と共に兼任していたウインチェス
ター司教には、フランスはルーアン大司教座教会の元参事
会員で、ウイリアム一世の書記官を務めていたウエークリ
ン Walkeline がその後任として就任した。また、セルシー司

教としてチチェスターを中心にインゲランド南部の布教区を
新たに任されたのは、同じくウイリアムの書記官として国王
宮廷で活躍したステイガンド Stigand, bishop of Selsey (カ
ンタベリー大司教ステイガンドとは別人) なる人物であつ
た。エルマム司教には、国王のチャンセラーであつたハー
ファースト Herfast, bishop of Elmham が就けられた。ブラ
ンドの失脚後、ビーターバラ修道院長に任命されたのは、ノ
ルマンディーはフェカン (Fecamp) の修道士出身でマー
ムズベリー修道院長の経歴を持つソールド Turold, abbot of
Peterborough なる人物であつた。インゲランド北部の布教
に責任を負つたヨーク大司教座教会では、一〇六九年のエア
ルドレッド Ealdred, archbishop of York の死去以降、大司
教の座はウインチェスター教会会議が開催される七〇年の半
ばに至るまで空位のままであつたが、同会議での決定を受け
てノルマンディーはバイユー司教座教会の参事会員であつた
トーマス Thomas, archbishop of York が新たに大司教とし
て叙任されることになった。³⁶⁾

一〇七〇年の教会会議でアングロ・サクソン系高位聖職者
が罷免されたのは、如何なる理由によるものであつたのか。
同会議では、罷免の理由として、(一)アングロ・サクソン系高
位聖職者の夫々の聖職への叙任が手続き上著しく正当性を欠
く無効なものであつたこと、また、(二)聖職叙任後のその宗教
生活が教会法の定める厳しい禁止規定に完全に抵触するもの
であつたこと、等が大きな問題として取り上げられた。

實際、例えば、ピーターバラ修道院長であったブランドは、当該聖職への選出を、アングロ・サクソン王家の末裔で、北部反乱の際には反ノルマン勢力の旗頭としてウイリアム一世に謀反・敵対したエドガー＝アセリング Edgar Aetheling に懇請・認可を受けたとの理由で、修道院長の職を剥奪された。³⁷⁾

同様に、セルシー司教のエセルリックは、カンタベリー大司教ステイガンドによる叙任を咎められ、結果として罷免されるに至った。³⁸⁾ ステイガンドは、かつてイングランド王位を巡ってウイリアム一世と熾烈な継承権争奪戦を繰り広げたアングロ・サクソン系の最有力貴族ウエセックス伯ハロルド Harold, earl of Wessex の熱心な支持者であった。なによりも、一〇六六年のエドワード証聖王の崩御に際して、王位継承者として賢人会議の支持を逸早く取り付けたハロルドに戴冠式を執り行ない、イングランド国王に聖別した者こそ、ステイガンドその人であった。勿論、ステイガンドがセルシー司教にカンタベリーの修道士であったエセルリックを叙任した当時、ウイリアムは未だイングランドの王冠を獲得してはいなかった。如何に強大な権力を保持していたとは言え、彼の地位はなおフランス国王より大陸はノルマンディーの公国を授封された有力な封建諸侯の一人に過ぎなかった。それにも拘らず、一〇七〇年の教会会議では、「ノルマン征服」以前に行なわれたエセルリックの叙任が、将来の国王たるウイリアムに敵対した、換言すれば、時間的ずれこそあれ、王権

に対する謀反人であるステイガンドによってなされたことが、手続き上、著しく正当性を欠く無効な行為であったと拡大解釈されたのである。³⁹⁾

もともと、罷免の名目上の理由が如何なるものであれ、一〇七〇年の教会会議で下された決定が、教会法に抵触する純粹に宗教的な要因によると言うよりも、A・ウイリアムズが既に指摘しているように、明らかにイースト・アングリア地方の風雲急を告げる社会情勢を背景に、国王ウイリアム一世の明確な政治的・軍事的な意図より発せられたものであったことはほとんど疑い得ない。⁴⁰⁾

罷免の理由が単に便宜的な口実に過ぎなかったことは、対象となつた高位聖職者の中でも、とりわけエルムム司教の要職を解雇されたエセルマーの事例から比較的容易に推察することが出来る。その場合、エセルマーが罷免されるべき理由として教会会議で問題とされたのは、教会法で禁じられていた聖職者の妻帯に彼が該当したことであつた。⁴¹⁾ かつて、ウイリアム一世は、イングランド教会の改革を条件にローマ教皇アレクサンデル二世 Pope Alexander II (在位一〇六一—七三年) の支援を取り付けることに成功することで、血縁的にはほとんど関係の薄いイングランド王位を継承するための軍事的遠征、すなわち一〇六六年の「ノルマン征服」の正当性を担保することが出来た。「ノルマン征服」の軍事行動を起すに際して、ウイリアムは、その当時の悪評高いイングランド教会の腐敗墮落をことさら問題視して、抜本的且つ早

急な改革の必要性を認識するに至ったローマ教皇庁の宗教的意向を、イングランド王権の奪取という自らの世俗的な目的達成のために巧みに利用したのである。その際、聖職売買(simonia)と並んで、イングランド教会に蔓延する腐敗墮落のもう一つの要因とされたのが、エルムム司教エセルマーの罷免理由ともなった聖職者による妻帯(Nicholatism)であった。確かに、「ノルマン征服」期のイングランドにおいて聖職者の妻帯は特別珍しいことではなかったし、実際、問題のエセルマーが妻帯聖職者であったこともまた疑う余地の無い事実である。しかしながら、同じように聖職者妻帯の禁を犯しながらも、咎められることなく、依然として高位聖職に留まった者がアングロ・ノルマン期を通じて少なからず確認されることから、妻帯がエセルマー罷免の本当の理由でなかったことは明らかであろう。なによりも、エセルマーの後任としてエルムム司教に叙任されたハーファースト自身が妻子持ちであった。¹²⁾

それでは、一〇七〇年の教会会議で決定された多数のアングロ・サクソン系高位聖職者の罷免の本来の理由とその目的は何であったか。ここで想起すべきは、罷免の対象となった者達の中に、当時、統治の困難が懸念されていたイースト・アングリア地方を拠点に広大な所領を保持した有力な教会領主が少なからず含まれていたという事実である。イースト・アングリア地方における治安の悪化は、ノルマン支配の強化に伴うアングロ・サクソン系在地領主層の反発という内的要

因に、「北部反乱」の残党で反ノルマン支配を標榜する諸勢力の同地方への集結とデンマークからのヴァイキングの来寇という外的要因が加わって、一〇六九年末から七〇年初頭にかけて急速に増幅されたものであった。また、先の「北部反乱」の加担者の中にはイースト・アングリア出身と目される者達が多数含まれており、しかも彼等の経済的基盤となる多くの保有地が同地方に広大な所領を保持する有力な教会領主達によって提供されていたことも、治安の悪化に悩むウイリアム一世にとっては大きな懸念材料になっていた。おそらく、国王側は、この度のイースト・アングリア地方における反ノルマン勢力の不穏な動きに関しても、その背後に彼等の支援母体としての教会領主層の存在がこれまで同様密接に関係していたことを十分に認識していたに相違ない。¹³⁾ それだからこそ、王権に仇をなす勢力に与する、あるいはその可能性ありとの嫌疑をかけられたかの地の高位聖職者達は、ウインチェスターでの教会会議の席上、明らかに強引とも言える手法ながらも教会法に定められた宗教的理由によりその職を罷免されねばならなかったのである。ウイリアム一世が、イースト・アングリア地方に大きな影響力を行使し得た彼等アングロ・サクソン系高位聖職者を罷免することで、同地方における教会勢力と反ノルマン勢力の政治的・経済的な紐帯を断ち切ろうと企図したことは明白であった。国王は、強引ともいえるそのような罷免を断行した後、空位となったそれぞれの高位聖職に後任として自らの息のかかった主として大陸出身者を

送り込むことによって、著しく悪化した同地方の治安を再び回復・強化しようとしたのである。ピーターバラ修道院長ブランドの罷免後、新しく修道院長に任命されたソロルドは、一六〇人の鎧・兜に身を固めた騎士の一团を引き連れて当該修道院に赴いたことが知られているが、そのエピソードは、アングロ・サクソン系高位聖職者の罷免の背後に潜む国王側の政治的・軍事的な思惑をよく表わしている。⁽⁴⁾ 明らかに、一〇七〇年のウインチェスター教会会議での決定は、高位聖職者の交代を梃子に、地域コントロールの再編・強化を目指した著しく非宗教的性格の強いものであった。

それでは、このように罷免の憂き目に遭った多くの高位聖職者達に対して、同じくイースト・アングリア地方の教会領主でありながら、ウイリアム一世より特段の配慮を受けたベリー・セント・エドマンズ修道院長ボールドウィンに關しては、国王との間にどのような関係が構築されていたと理解すればよいのであろうか。一〇七〇年の教会会議での決定に窺われる国王の意志に一〇七七年に発給された国王令状の内容を重ね合わせて相互關連的に考察すれば、そこにイースト・アングリア地方の統治を巡る国王の当該修道院長への並々ならぬ期待を看取することが出来る。国王にとってボールドウィンは、ベリー・セント・エドマンズ修道院長であると同時に信頼の置ける有能な侍医であり、王国行政においては特許状の証人リストに度々その名が記されていることから明らかに、樹立後間もない新政権の中でその行政手

腕を高く評価された人物であった。何よりも、反ノルマン支配の機運が高まりつつあった当時においては、彼は相対的に数少ない大陸出身の修道院長であったのである。イースト・アングリア地方での統治の困難に直面したウイリアムが、損なわれつつあったノルマン支配の再強化をその地に大きな影響力を持つボールドウィンに期待したとしても何の不思議もなからう。まさしく、ボールドウィンとその修道院は、同地方において王権による支配を貫徹するための強力な楔としての役割を果たすことを国王より期待されたのである。⁽⁵⁾ その後、イースト・アングリア地方の政治的危機は、一〇七〇年から翌七一年にかけて在地の有力な領主であったヘリワード Heward によって率いられた反乱の勃発で最高潮に達するも、国王による迅速な遠征軍の派遣で直ちに鎮圧、終息を迎えることとなる。しかしながら、かかる地方的な危機が除去された後においても、国王の地方統治政策に占めるボールドウィンと当該修道院の果たす役割の重要性は、些かも薄れることはなかった。前記一〇七七年の国王令状に示されたベリー・セント・エドマンズ修道院へのウイリアム一世の好意的な対応は、まさしく同修道院に寄せられた国王の期待の大きさを表われであったと理解することが出来るよう。

おわりに

一〇六六年の「ノルマン征服」以後、ラムジー修道院やイー

リー修道院等、イースト・アングリア地方に拠点を置く大修道院の多くが、ノルマン領主の地方への進出・定着の過程を通じて前代より保持して来た所領を始め多くの既得権益を侵害・剥奪された。そのような状況の中で、ベリー・セント・エドマンズ修道院は、「ノルマン征服」に伴う教会財産の喪失を比較的最小限度に止めることが出来た。それを可能にしたのは、当該期に修道院長として活躍したボールドウィン功績によるところが大きかった。彼は、ウィリアム一世より全幅の信頼を受けたその侍医としての立場や、王国行政で重責を果たした能吏としての役割等、国王との密接な人間関係を十二分に活用することで、前代までに獲得された修道院の豊かな資産をノルマン領主の侵害から堅守することが出来たのである。彼によって促進された教会財産の維持・管理への文書記録の積極的な導入も、それに大きく貢献した。もっとも、ボールドウィンの一方的な対応のみが、教会財産を保護することを可能にしたのではない。それが位置するイースト・アングリア地方における不安定な社会情勢が、当該修道院にとってとはとりわけ有利に働いた。修道院長ボールドウィンとベリー・セント・エドマンズ修道院は、国王の期待に応えるべく、同地方でのノルマン支配の推進者としての役割を果たすことによって、征服期の混乱を掻い潜り、修道院のその莫大な資産を維持・管理することが出来たのである。

註(1) 「ノルマン征服」に関しては、多数の研究書が刊行されてゐる。基本的な文献としては、以下を参照。R. H. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest*, Longman, 1962; D. C. Douglas, *William the Conqueror*, Methuen & Co Ltd, 1964; R. A. Brown, *The Normans and the Norman Conquest*, Constable London, 1969; Do., *The Norman Conquest of England: Sources and Documents*, The Boydell Press, 1984; M. Chibnall, *Anglo-Norman England 1066-1166*, Basil Blackwell, 1986; D. Walker, *The Normans in Britain*, Blackwell, 1995; A. Williams, *The English and the Norman Conquest*, Woodbridge, 1995.

(2) 代表的な研究として、例えば、騎士采封地の創設の観点から法制史的にアプローチした F. M. Stenton, *The First Century of English Feudalism*, Oxford, 1932⁷ また、当該期のイングランド社会に及ぼした「ノルマン征服」の経済的影響について考察した R. W. Finn, *The Norman Conquest and its effects on the economy, 1066-86*, Longman, 1971⁸ がある。他方、「ノルマン征服」を挟むアングロ・サクソン時代後期とアングロ・ノルマン期の領主権と領主的土地保有の在り方を比較・考察した研究として、P. Sawyer, "1066-1086: A Tenurial Revolution?", in P. Sawyer (ed.), *Domesday Book, A Reassessment*, Edward Arnold, 1985; R. Fleming, "Domesday Book and the Tenurial Revolution", in R. A. Brown (ed.), *Anglo-Norman-Studies*, vol. IX, 1987⁹。

(3) 「ノルマン征服」後も、アングロ・サクソン時代からの支配権を剥奪されることなく、同一人物が依然として領主の地位を保持し続けた事例としては、ラムジー修道院やベリー・セント・エドマンズ修道院などが有名である。そのような教会領主に関

- せる代表的な研究として、例へば J. A. Raftis, *The estates of Ramsey Abbey*, Toronto, 1957; A. Gransden, "Baldwin, Abbot of Bury St Edmunds, 1065-1097", *Anglo-Norman Studies*, vol. IV, 1981 がある。
- (4) 本稿は、A. Gransden の前傾論文に多くの示唆を受けている。
- (5) スリー・セント・エドマunds 修道院長ホルドゥワインに関する同時代史料としては、彼の修道院長在任期間中の事跡を記録した修道士ノルマンの聖人伝「聖エドマunds の奇跡について」がある。Hermann, *Liber de Miraculis Sancti Edmundi, in Memorials of St Edmund's Abbey*, ed. Thomas Arnold, RS, 1890-6, 3 vols. その他、ホルドゥワイン関連の同時代史料としては、彼の修道院長在任期間中に発給された国王特許状一三通、ホルドゥワイン自身によつて発給された特許状三通が今に伝わっている。P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, Royal Historical Society Guides and Handbooks, viii, 1968, nos. 1083-5; D. C. Douglas (ed.), *Feudal Documents from the Abbey of Bury St Edmunds*, London, 1932, nos. 1-11, 12-19, 103-5, 168, 169。また、一〇八六年のドゥームズデイ審問に関係してホルドゥワインが作成させた修道院の所領経営・管理のための土地調査書「封建文書」(Feudal Book) が残存し、当該期を社会経済史的に研究する際の貴重な史料となっている。Douglas (ed.), *Feudal Documents from the Abbey of Bury St Edmunds*, pp. 3-44。
- (6) Hermann, *Liber de Miraculis Sancti Edmundi*, 56。
- (7) C. H. Talbot and E. A. Hammond, *The Medical Practitioners in Medieval England. A Biographical Register*, London, 1965, pp. 19-21。
- (8) H. Clover and M. Gibson (ed.), *The Letters of Lanfranc Archbishop of Canterbury*, Oxford Medieval Texts, 1979, no. 44。
- (9) Gransden, "Baldwin, Abbot of Bury St Edmunds, 1065-1097", pp. 66。
- (10) Douglas (ed.), *Feudal Documents from the Abbey of Bury St Edmunds*, lxiii n. 4。
- (11) Douglas (ed.), *Feudal Documents from the Abbey of Bury St Edmunds*, lxi, n. 7; F. E. Harmer, *Anglo-Saxon Writs, Manchester*, 1952, p. 36, n. 1, 243-4, 293, no. 55。
- (12) Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, no. 1083。
- (13) A. Rumble (ed.), *Domesday Book : vol. 18. Cambridgeshire*, Phillimore, 1981, 192b; J. Morris (ed.), *Domesday Book : vol. 20. Bedfordshire*, Phillimore, 1977, 210c; F. & C. Thorn (ed.), *Domesday Book : vol. 21. Northamptonshire*, Phillimore, 1979, 222b; A. Rumble (ed.), *Domesday Book : vol. 32. Essex*, Phillimore, 1983, 19b-20a; P. Brown (ed.), *Domesday Book : vol. 33. Norfolk*, Phillimore, 1984, 209a-212b; A. Rumble (ed.), *Domesday Book : vol. 34. Suffolk*, Phillimore, 1986, 356b-372a。
- (14) Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, no. 1069; H. W. C. Davis, "The Liberties of Bury St Edmunds", *English Historical Review*, xxiv, 1909, pp. 418-9。
- (15) Rumble (ed.), *Domesday Book : vol. 34. Suffolk*, 361b, 365a; Brown (ed.), *Domesday Book : vol. 33. Norfolk*, 212a; Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, nos. 1074, 1080, 1077。
- (16) Brown (ed.), *Domesday Book : vol. 33. Norfolk*, 211b; Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, no. 1082。
- (17) Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, no. 1075。
- (18) Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, nos. 1071, 1085; Davis, "The Liberties of Bury St Edmunds", p. 420。

- (19) Rumble (ed.), *Domesday Book : vol. 34, Suffolk*, 372a.
- (20) Rumble (ed.), *Domesday Book : vol. 34, Suffolk*, 372a.
- (21) Hermann, *Liber de Miraculis Sancti Edmundi*, 49-51.
- (22) Gransden, "Baldwin, Abbot of Bury St Edmunds, 1065-1097", pp. 66-67.
- (23) 「ノルマン征服」後のイングランドで多発したアングロ・サクソン系貴族勢力の反乱に関しては、以下の文献を参照。Williams, *The English and the Norman Conquest*, Chapter 1, pp. 7-23, Chapter 2, pp. 24-44, Chapter 3, pp. 45-70 ; 拙稿「ノルマン征服と北部反乱——一世紀イングランドに見る危機の諸相——」『史学研究』二二六号、一九九九年、七二—九四頁・拙稿「ウィリアム一世治世初期における貴族反乱と危機」『山代宏道編』危機をめぐる歴史学』刀水書房、二〇〇二年、二一九—二四九頁。
- (24) Douglas (ed.), *Feudal Documents from the Abbey of Bury St Edmunds*, nos. 9, 10; Hermann, *Liber de Miraculis Sancti Edmundi*, 58-9, 75-6, 79.
- (25) D. C. Douglas (ed.), *English Historical Documents*, vol. II, Oxford, 1981 (2nd ed.), p. 464; D. Bates (ed.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum : The Acta of William I (1066-1087)*, Clarendon Press, 1998, no. 42.
- (26) Gransden, "Baldwin, Abbot of Bury St Edmunds, 1065-1097", p. 67.
- (27) Douglas (ed.), *English Historical Documents*, p. 464 ; Bates (ed.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum*, no. 42.
- (28) Gransden, "Baldwin, Abbot of Bury St Edmunds, 1065-1097", p. 67.
- (29) Sawyer, *Anglo-Saxon Charters*, nos. 1084, 1085.
- (30) Gransden, "Baldwin, Abbot of Bury St Edmunds, 1065-1097", p. 67.
- (31) 「北部反乱」の詳細に関しては、拙稿「ノルマン征服と北部反乱——一世紀イングランドに見る危機の諸相——」八三—九一頁を参照。
- (32) D. Whitelock, D. C. Douglas and S. L. Tucker (ed.), *The Anglo-Saxon Chronicle*, London, 1961, 'D', 'E', 1071 ; P. McGurk (ed.), *The Chronicle of John of Worcester*, vol. 3, Clarendon Press, 1998, 1071. 拙稿「ウィリアム一世治世初期における貴族反乱と危機」二二七頁。
- (33) 拙稿「ウィリアム一世治世初期における貴族反乱と危機」二二七頁。
- (34) 拙稿「ウィリアム一世治世初期における貴族反乱と危機」二二六頁。
- (35) F. Barlow, *The English Church, 1000-1066*, London, 1963, p. 218 ; Do., *The English Church, 1066-1154*, London, 1979, p. 62 ; Williams, *The English and the Norman Conquest*, pp. 45-7 ; McGurk (ed.), *The Chronicle of John of Worcester*, 1070 ; *The ecclesiastical history of Orderic Vitalis*, vol. 2, Oxford, 1969, pp. 236-238.
- (36) ウィンチェスター教会会議（一〇七〇年）での罷免後、空位となったこれら高位聖職への大陸出身者を中心とする新任聖職者の補充に関しては、註(35)と同じく以下の文献を参照。Barlow, *The English Church, 1000-1066*, p. 218 ; Do., *The English Church, 1066-1154*, p. 62 ; Williams, *The English and the Norman Conquest*, pp. 45-7 ; McGurk (ed.), *The Chronicle of John of Worcester*, 1070 ; *The ecclesiastical history of Orderic Vitalis*, pp. 236-238.
- (37) Williams, *The English and the Norman Conquest*, p. 47.

- (38) Williams, *The English and the Norman Conquest*, p. 46.
- (39) 聖職祿の保有以外にも、手続きの正当性という点では土地保有に關しても王権による類似の対応が見られた。Williams, *The English and the Norman Conquest*, pp. 18-9. 拙稿「ノルマン征服と北部反乱——一世紀イングランドに見る危機の諸相——」, 八〇—八二頁。
- (40) Williams, *The English and the Norman Conquest*, pp. 45-7.
- (41) Williams, *The English and the Norman Conquest*, p. 46.
- (42) Williams, *The English and the Norman Conquest*, p. 46.
- (43) Williams, *The English and the Norman Conquest*, p. 46; M. F. Smith, "Archbishop Stigand and the eye of the needle", *Anglo-Norman Studies*, vol. XIV 1994, pp. 199-219.
- (44) E. King, *Peterborough Abbey, 1086-1310*, Cambridge, 1973, pp. 13-7; Williams, *The English and the Norman Conquest*, pp. 47-8.
- (45) ヘリー・セント・エドマンズ修道院の所領の一部がノルマン騎士に対して再下封されること關して一〇六六年から八七年にかけて作成されたと考えられている史料が伝来する。それによれば、ウイリアム一世は、ピーターなる国王配下の一騎士がヘリー・セント・エドマンズ修道院長を直接の主君とする封建家臣となることを認めて、同院長への忠誠誓約と軍事的奉仕の履行を条件に当該修道院の土地を封土として保有させることに成功している。Douglas (ed.), *Feudal Documents from the Abbey of Bury St Edmunds*, lxxxix-xciii, no. 168; Douglas (ed.), *English Historical Documents*, pp. 961; F. M. Stenton, *The First Century of English Feudalism 1066-1166*, Oxford, 1961 (2nd ed.), pp. 154, 170.
- (46) イースト・アングリア地方では、「ヘリワードの反乱」の後、

ウイリアム一世の封建家臣への対応に不満を抱くイースト・アングリア伯ラルフ Ralph, earl of East Anglia によって率いられた反乱が一〇七五年に起きている。そのことから推察されるように、同地方は一〇七〇年代の後半に至っても、王権にとっては依然として要警戒監視地域で在り続けた。そのため、国王にとつて、反乱鎮圧後の秩序の回復と維持、そしてさらなる反乱の未然の防止と王権による支配の強化を実現するためには、同地方に大きな影響力を有するヘリー・セント・エドマンズ修道院長ボールドウインの存在は必要欠くべからざるものであったのである。なお、一〇七五年の反乱に關しては、拙稿「ウイリアム一世治世初期における貴族反乱と危機」, 二四〇—二四五頁を参照。

(琉球大学法文学部)